

木更津市告示第108号

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

木更津市長 水 越 勇 雄

指定区域

平成24年木更津市告示第107号で定める第一種区域及び工業地域を除く第二種区域並びに工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域